更生計画認可

令和７年（ミ）第１号

大阪市中央区大手前１丁目７番31号ＯＭＭビル16階

更生会社　株式会社ケンショウ

１　決定年月日　令和７年11月14日

２　主文　本件更生計画を認可する。

３　理由の要旨　管財人から提出された更生計画案は、可決され、かつ法定の要件を具備している。

４　更生計画の要旨

【凡例】

更生会社：更生会社株式会社ケンショウ

本更生手続：更生会社に対する更生手続（大阪地方裁判所令和７年（ミ）第１号）

法：会社更生法（平成14年12月13日法律第154号）

開始決定日：令和７年５月15日（「開始決定日」という場合がある。）

管財人：更生会社管財人山本幸治

優先的更生債権：一般の先取特権その他一般の優先権がある更生債権

一般更生債権：更生債権のうち、優先的更生債権及び約定劣後更生債権（更生債権者と更生会社との間において、更生手続開始前に、更生会社について破産手続が開始されたとすれば当該破産手続におけるその配当の順位が破産法99条１項に規定する劣後的破産債権に後れる旨の合意がされた債権をいう。）を除いた債権

元本等更生債権：確定した一般更生債権のうち、元本並びに開始決定日の前日までの利息及び損害金の請求権

開始後利息等：開始決定日後の利息及び損害金

延滞金等：延滞金、延滞税及び利子税

第１章　更生計画立案までの経緯（省略）

第２章　業務及び財産の状況（省略）

第３章　更生計画案の基本方針と骨子（省略）

第４章　更生債権等に関する権利の変更と弁済・納付方法

第１節　更生担保権

第１　不動産にかかる更生担保権

１　確定債権（省略）

２　権利の変更及び弁済方法

管財人は、別表５【更生担保権弁済計画表】記載の更生担保権のうち、別表11―１【担保目的物一覧表（不動産）】記載の不動産を後記⑴の方法により売却し、売却代金受領日から１か月以内に、後記⑵の方法により弁済する。

⑴　担保不動産の売却

管財人は、管財人が提示する売却条件にしたがって買い受ける旨を表明した買受候補者の中で、更生計画認可決定日から１週間を経過する日までに最高の買受希望価格を提示した者に対して、裁判所の許可を得て、担保不動産を売却する。

⑵　弁済額及び弁済方法

ア　管財人は、不動産売却代金（消費税を除く。以下同じ。）から下記の更生手続費用及び売主負担の諸費用等を控除した金額（以下「実質売却価格」という。）を算定する。

記

㋐　売主負担の仲介手数料

㋑　売主負担の測量費用

㋒　売主負担の契約書印紙代、領収証印紙代

㋓　売主負担の登記手続費用

㋔　前記各費用に対する売主負担の消費税相当額

㋕　担保不動産売却にあたり更生会社が負担することになる費用等の補填として、不動産売却代金の10％相当額

イ　管財人は、売却代金受領日から１か月以内に実質売却価格を一括して弁済する。実質売却価格と確定更生担保権額（不動産）との差額（以下「担保不足額」という。）については、一般更生債権に準じて扱うものとし、他の確定一般更生債権と担保不足額を合算して、後記第３節、第２の定めを適用する。

但し、管財人は、実質売却価格が確定更生担保権額（不動産）を上回った場合は、前記期間内に確定更生担保権額（不動産）を一括して弁済し、確定更生担保権額（不動産）を上回る金額（余剰金額）については弁済しない。

第２　リースにかかる更生担保権

１　確定債権（省略）

２　権利の変更及び弁済方法

確定更生担保権額（リース）を、更生計画認可決定日から１か月を経過する日の属する月の末日までに一括して弁済する。

第２節　優先的更生債権

第１　租税等の請求権

１　届出債権額（省略）

２　権利の変更

⑴　別表６【租税等の請求権納付計画表】記載の債権のうち、更生手続開始決定日の前日までの延滞金等（中略）及び更生手続開始決定日から１年を経過する日の翌日から更生計画認可決定日の前日までの延滞金等（中略）については、徴収権者の同意を得て、その全額の免除を受ける。

⑵　別表６【租税等の請求権納付計画表】記載の債権のうち、更生手続開始決定日から１年を経過する日（その日までに更生計画認可決定があるときは、その更生計画認可決定日。以下同じ。）までの延滞金等（中略）については、徴収権者の意見を聴き、その全額の免除を受ける。

⑶　更生計画認可決定日以降完納に至るまでの延滞金等（中略）については、徴収権者の意見を聴き、その全額の免除を受ける。

⑷　前記⑴及び⑵については更生計画認可決定日に、前記⑶については完納時に、各免除を受ける。但し、前記⑴について徴収権者の同意を更生計画認可決定日以後に得たときは、当該同意を得た日に免除を受ける。

３　納付方法

別表６【租税等の請求権納付計画表】記載の債権のうち「納付額」欄記載の債権について、更生計画認可決定日から１か月を経過する日の属する月の末日までに一括して納付する。